東委員(民主県政会)

令和7年3月13日 教育長職務代理者答弁実録 (教育委員会)

(問)教員の精神疾患による病気休職の主な要因と対策について 現状の精神疾患による病気休職の主な要因をどのように分析しており、今 後どのような対策を講じていくのか、併せて教育長に伺う。

(答)

精神疾患に至る要因といたしましては、人によって様々かつ複合的な要素がございますが、文部科学省の調査結果では、「児童生徒に対する指導に関すること」や、「職場での対人関係」が主な要因として挙げられており、本県におきましても同様であるものと考えております。

こうした要因を踏まえた対応といたしましては、まずは、人によって様々なストレス要因をしっかりと認識し、セルフケアのほか、専門家の支援も含めたラインケアにつなげていくことが重要であることから、全ての教員を対象としたストレスチェックの実施や、産業カウンセラーによる個別相談の拡充などに取り組んでいるところでございます。

また、学校におきまして、児童生徒に対する指導体制の充実を図るため、 小学校における教科担任制や、中学校における生徒指導担当教員の配置を拡 充するとともに、教員が一人で抱え込まずに対応できるようにする環境づく りに取り組んでまいります。

加えて、教員が本来行うべき業務に専念できるよう、デジタルを活用した 業務の効率化や教員の業務をサポートする人材の配置に取り組むなど、学校 における働き方改革を一層推進してまいります。

教育委員会といたしましては、教員が心身ともに健康で、教員集団が共に 支え合いながら意欲的に教育にあたることができるよう、メンタルヘルス対 策の充実や学校における指導体制の充実、学校の働き方改革を推進するとと もに、心理的安全性の高い、安全・安心な学校づくりに向けて積極的に取り 組んでまいります。